

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 0 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 8 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

平戸市教育委員会生涯学習課

第 2 監査の期間

平成 30 年 5 月 16 日(水)、17 日(木)、21 日(月)、22 日(火)

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 平戸市総合運動公園用地の未登記について

平戸市総合運動公園（ライフカントリー、赤坂野球場及び周辺施設）用地の未登記については、平成21年度及び平成25年度定期監査の折にも指摘を行っているが、いまだ60筆が個人名義として残っている。当該地区は国土調査も終了していることから、分筆の内容、地権者の確認など台帳の整備を確実なものにし、未登記箇所が図面上で分かるような資料を作成の上、登記業務を専門的に行う職員を配置するなど未登記解消に努められたい。

【指導事項】

1. 施設の防火管理について

公民館施設の避難訓練については、平成25年度定期監査の折にも指摘を行っているが、未来創造館、ふれあいセンター、生月町中央公民館では実施されていない。

多くの市民が利用する施設でもあり、万が一火災が発生した場合、その被害が甚大となりえる場所でもある。定期的な避難訓練等が求められている。

また、未来創造館の防火管理者を一般職員が担っているが、防火管理に関して指示命令を行うことから管理職を充てるのが望ましい。

【意見】

1. 契約事務の取扱について

業務委託の随意契約における見積書徴取から契約締結までの一連の事務において、処理の時期に矛盾が生じている事例が散見された。

また、業務委託の基礎となるべき仕様書が、契約書に綴られていないものが散見

されたので、改善に努めていただきたい。

2. 施設の維持管理について

田平町中央公民館の地下用具置場について、誰もが用具等を自由に持ち出せる状態となっている。公民館は、不特定多数の市民が利用する施設であり、保管の方法について検討されたい。

3. 補助金事務について

スポーツ推進事業補助金（競技大会参加事業）などにおいて、事業完了から実績報告書受付までの期間が長く、年度末に交付確定を行い支出している事案も散見された。補助金申請手続きは、申請者の責務ではあるが、申請者の負担軽減等も考慮し、すみやかな実績報告書の提出を促すことなどについて検討されたい。

第6 むすび

生涯学習を体現する場としての公民館事業は、人口減少や市民活動組織が減少する中で、事業の運営方法や公民館の老朽化に伴う施設の管理方法など地域社会の変化に対応していくことが求められる。公民館は地域住民にとって気軽に利用できる公共施設であり、こうした地域社会の変化とともにこれからも住民の需要に応えられる施設となるよう望みます。

また、図書館業務について、各図書館及び各図書室の利用状況として、平成 26 年度から平成 28 年度の貸出冊数及び貸出者数は、平戸図書館及び永田記念図書館では増加しており、生月、大島及び南部の図書室も微増している。一方、田平図書室では減少となっているが、これは平戸図書館への利用者が増えたためと思われる。また、市民 1 人当たりの貸出数も平成 26 年度 2.8 冊から平成 28 年度 6.7 冊へと増加している。さらに、図書カード登録者の増加、配本先の拡充、移動図書館の配置、研修の受入れ、図書館行事の充実など業務への取り組みは顕著である。

今後、少子高齢・過疎化が進行していく中、生活基盤としてのコミュニティも変化しており、個人としての生涯学習のあり方、地域社会への生涯学習の活かし方など住みよい地域の実現に向けた取り組みが求められている。

本市では、平成 19 年度から平成 29 年度までを計画期間とする第 1 期生涯学習推進計画を実施してきたところであり、生涯学習都市宣言後、11 年目を迎えた今年度は、これまでの事業の検証結果を踏まえて第 2 期生涯学習推進計画が策定されており、今後、本計画が着実に実現されることを期待します。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。